

凍結防止剤散布業務委託 特記仕様書

1. 凍結防止剤散布作業の出動について

- (1)契約書、委託仕様書によるものとする。
- (2)受託者は気象状況を把握し、自ら出動態勢を整えること。
- (3)事業主体である津山市が出動指示を出すべきであるが、当日早朝の現地における道路状況を把握している受託者の判断を優先することとし、受託者の判断により出動する。また場合により津山市から出動指示もある。作業完了後は速やかに市監督員に報告を行うこと。

2. 作業計画について

- (1)受託者は、凍結防止剤散布業務に従事する運転者について、使用機種の運転免許証の写しを添付し、クレーン操作に必要な玉掛講習修了者・小型移動式クレーン運転技能講習修了者・クレーンの運転業務に係わる特別教育証も添付し、作業計画書を提出すること。(作業計画書は任意の様式で受託者が作成すること。)
- (2)また機械には、機械管理者を記載すること。

3. 現場確認及びパトロールについて

- (1)契約締結後直ちに、支障箇所について現地確認を行い、道路構造物及び凍結防止剤散布車輛に損傷を負わせないように注意すること。
- (2)散布中、市監督員より指導することがある。

4. 機械貸与について

委託契約締結後、速やかに物品無償貸付申請書を提出すること。  
返却時は市の指定した日時、場所において受託者の立ち会いのもと当該機械の整備検査を行い、市が支障が無いと認めたときは返納するものとする。

5. 機械貸与の維持管理について

- (1)機械の日常点検整備を適切に行うこと。
- (2)機械修繕に要する費用は、軽易なもの以外については市が負担するものとする。また負担の区別ができない場合は、協議により決定するものとする。
- (3)機械の異常等早期発見のため、機械管理者を決め、できるだけ同じ人がその機械を運転するようにすること。
- (4)故障及び事故が発生したときには、直ちに市監督員に連絡するとともに、一般交通の安全を確保し、状況がわかる写真を撮影すること。

6. 散布業務委託の成果資料について

作業報告書（作業日報、作業月報等）の様式は契約後に提示する。

(1)写真

- ・路面状況、凍結状況、散布作業状況は各作業日において撮影すること。

(2)作業日報

- ・作業日報の作業時間は、委託区間における実作業時間（凍結防止剤散布を実施している時間）とし、準備作業(7日毎点検)や機械回送に要する時間は含まない。ただし、試運転時間、パトロール、出勤前・後の点検の時間は実作業時間を含めるものとする。
- ・作業時間計の欄へ記載する作業時間は15分単位で記入すること。15分未満の端数は切り捨てること。
- ・作業時間のうち、Aとは平日午前8時～午後5時、Bとは平日午後5時～午後8時、Cとは平日午後8時～午前5時、Dとは平日午前5時～午前8時、Eとは休日午前5時～午後10時、Fとは休日午後10時～午前5時の作業とする。
- ・休日とは土・日・祝日をいう。
- ・日報は作業日ごとに2部作成すること。

(3)委託料請求書に添付する作業報告書

- ・作業日報へ記載する作業時間は15分単位で記入すること。15分未満の端数は切り捨てること。

7. 凍結防止剤散布車運転

凍結防止剤散布日報及び月報に記入し翌月初めまでに提出すること。

8. その他

(1)使用車両の点検整備

受託者は、凍結防止剤散布期間における急な出勤に備えて、点検整備の一環として使用前に試運転（エンジンを回し、オイルの潤滑チェックを行い、チェーンの緩み確認等）を行うこと。

また、委託期間中7日毎に点検（散布作業日以降7日毎に点検）を行うこと、1回の点検は15分、エンジンを始動すること。

(2)凍結防止剤散布作業に使用する『凍結防止剤散布車』の規格は『BDG-FX7JGWA』、登録番号は『岡山800す56-31』。

- ・車輛は8t車で最大積載量は2640kgの2.2m<sup>3</sup>の乾式。
- ・散布作業は国土交通省仕様の『乾式散布車運転の手引き』を参照

(3)凍結防止剤散布車の運転作業は、原則として2人で対応すること。

(4)散布車返納時には、車両を洗車して返納すること。（下廻り等の洗車も含む）